

福岡県県土整備部において使用できる改良土の承認要領

(目的)

第1条 この要領は、品質等について一定の基準を満たす改良土の承認を行うことにより、改良土の有効利用の促進を図るため、福岡県県土整備部（以下、「県土整備部」という。）において使用できる改良土の承認にあたっての必要な事項を定めるものである。

(承認対象)

- 第2条 この要領で対象とする改良土とは、建設発生土を改質した改良土（以下、「改良土」という。）を新材製品（真砂土）と同程度の価格で製造したものとする。ただし、建設汚泥を改質した改良土、再生土砂、その他の廃棄物（福岡県認定リサイクル製品である地盤改良用固化材は除く。）を原材料として含む改良土は、この要領の対象としない。
- 2 改良土を製造する施設は、施設所在地のみで固定されて稼働する施設とする。ただし、移動能力を有する施設であっても、継続的に施設所在地で固定して稼働させる場合は、この要領の対象とすることができる。

(諸法令の遵守)

第3条 改良土製造施設を運営する者（以下、「事業者」という。）は施設の設置、運営において以下の法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は事業者の責任において行うこととする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 大気汚染防止法
- (3) 騒音規制法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 悪臭防止法
- (6) 振動規制法
- (7) 土壌汚染対策法
- (8) 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律
- (10) 農地法
- (11) 都市計画法
- (12) その他関係法令

(施設基準)

第4条 事業者は、周辺の環境が適正に保全されるよう努めるとともに、必要な環境対策設備を設けること。なお、主な設備を以下に示す。

- (1) 周辺への粉じん等の飛散対策として、散水設備、トラックのタイヤの泥落とし設備等を適切に整備してあること。
- (2) 降雨時等に、ストックした土砂等が、泥水として直接流出しないよう、沈砂池等の設備及び排水設備を整備してあること。

(改良土の環境及び品質管理基準)

第5条 改良土の品質については、以下の基準を満足するものとする。

(1) 品質基準

改良土（真砂代替品）

最大粒径 40 mm以下

細粒分含有率 25 %以下（ここで、細粒分とは75 μ m以下をいう。）

修正CBR 12以上

(2) 環境基準

土壤環境基準 環境庁告示第46号を全て満足すること。

なお、セメント及びセメント系固化材を使用して改良してある改良土については、「セメント及びセメント系固化材の六角クロム溶出試験の取扱」に準じた溶出試験において環境基準を満足すること。

2 事業者は、前項で定める基準を満足していることを証明する書類として、公的試験機関において実施した試験結果を、申請時に県土整備部に提出しなければならない。ここでいう、公的試験機関とは、以下にあげる機関とする。

- ・ 品質基準については、(公財)福岡県建設技術情報センター、(一財)建材試験センター、(一財)日本品質保証機構、(公社)九州機械工業振興会及び他県の直轄試験場・技術センターや大学等とする。
- ・ 環境基準については、環境計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所とする）。

(品質管理)

第6条 事業者は、以下の品質管理を行い、県土整備部に結果を報告することとする。

(1) 日常管理項目（1回／月及び原材料の変質時に任意の試験機関で試験を実施し、県土整備部に結果を報告。ただし、改良土の製造を行っていない月は、省いて良いこととする。）

改良土の日常管理が適切に行われているかを確認するために報告を求めるもの。

- 1) 粒度試験
- 2) 突固め試験
- 3) 含水比試験
- 4) その他

・ 原材料及び再生資材の保管状況写真

(2) 定期試験項目（2回／年に公的試験機関で試験を実施し、県土整備部に結果を報告。）

前項で定める基準を満たしているかを確認するために定期的に報告を求めるもの。

- 1) 粒度試験
- 2) 修正CBR試験
- 3) 六価クロム溶出試験（セメント及びセメント系固化材を使用した改良土に限る）

(3) 試験の頻度

1) 日常管理は1回／月及び原材料の変質時に行うこと。ただし、改良土の製造を行っていない月は、省いて良いこととする。

2) 定期試験は2回／年、公的試験機関において実施すること。なお、六価クロム溶出試験は1,000m³に一回の割合で試験すること。ここでいう、公的試験機関とは、第5条第2項に規定する機関とする。

3) 環境基準は、申請時及び県土整備部が必要とする場合に公的機関において実施

すること。

(報告義務等)

- 第7条 前条に定める試験結果については、定期試験終了後に、前回報告後の日常管理試験結果と定期試験の結果を遅滞なく県土整備部まで郵送または持参すること。また、県土整備部が発注する工事において、改良土を使用しようとする場合は、材料承認の際に承認書の写しを提出すること。また、求められれば試験成績書の写しも提出すること。
- 2 前条に定める試験結果については、事業者において5年間保存しなければならない。また県土整備部より提出を求められた場合は、遅滞なく提出すること。
- 3 事業者は、報告及び県土整備部と技術的な協議を行う責任者を定めるとともに、県土整備部に報告しなければならない。
- 4 県土整備部において、報告内容に疑義が生じた際は、事業者に対して立ち入り調査を行えることとし、事業者はこの調査に協力しなければならない。また、事業者は調査に係る費用を負担しなければならない。

(地元関係)

- 第8条 事業者は、周辺住民との間に円滑な関係を築くよう努めなければならない。また、周辺住民との間に紛争が生じた場合には、事業者の責任において自主的に解決するよう努めなければならない。

(申請者)

- 第9条 県土整備部において使用できる改良土の承認を申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 第13条に関する事項により承認を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
- (4) 以下の法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 1 建設業法
 - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 3 大気汚染防止法
 - 4 騒音規制法
 - 5 水質汚濁防止法
 - 6 悪臭防止法
 - 7 振動規制法
 - 8 土壌汚染対策法
 - 9 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例
 - 10 農業振興地域の整備に関する法律
 - 11 農地法

1 2 都市計画法

1 3 福岡県暴力団排除条例

1 4 その他関係法令

(5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの。

(6) 法人でその役員又は第10条に定める使用人のうちに、(2)から(4)までのいずれかに該当する者のあるもの。

(7) 個人で第10条に定める使用人のうちに、(2)から(4)までのいずれかに該当する者のあるもの。

(使用人)

第10条 この要領で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）。

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

(承認の手続)

第11条 承認を申請する事業者は、別に定める申請要領に従って、申請書の作成及び提出を行い、県土整備部が実施する立ち入り調査へ協力しなければならない。

2 県土整備部は、改良土を承認したときは、申請者に対し承認した旨を文書にて通知するものとする。

(申請内容の変更)

第12条 事業者は、当初申請した内容に変更が生じる場合は、遅滞なく県土整備部に報告しなければならない。県土整備部では、報告された内容について検討し、引き続き承認を行うか決定する。

(承認の取消等)

第13条 県土整備部は、次の各号のいずれかに該当するときは、改良土の使用を一時中止することができる。なお、県土整備部が必要と認める時は、承認を取り消すものとする。

(1) 改良土の品質、安全性について重大な欠陥があるとき。

(2) 事業者が第9条の各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 改良土が第5条の基準に適合せず、事業者において改善の努力がみられないと県土整備部が認めたとき。

(4) 事業者が偽りその他の不正の手段により承認を受けていたことが判明したとき。

(5) 事業者が第6条かつ第7条の義務を果たさず、改善の努力がみられないと県土整備部が認めたとき。

(6) 第3、8条に関する事項について問題が生じた場合に、事業者の改善の努力がみられないと県土整備部が認めたとき。

(基準の変更等)

第14条 第5条に定める基準は、関連法令の変更等に伴い変更することがある。基準を

変更した場合は、県土整備部は速やかに承認を受けた事業者に通知する。

(単価調査等への協力)

第15条 承認を受けた事業者は、県土整備部が年2回実施する単価調査やその他の調査に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要領の施行に関する業務は、県土整備部県土整備企画課技術調査室が行う。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

この要領は平成19年7月2日から施行する。

この要領は平成19年11月1日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成24年11月1日から施行する。

この要領は平成25年3月1日から施行する。

この要領は平成27年4月16日から施行する。